

平成24年度町田市教育委員会

第5回臨時会会議録

1、開催日 平成25年（2013年）3月29日

2、開催場所 教育長室

3、出席委員 委 員 長 岡 田 英 子
委 員 井 関 孝 善
委 員 高 橋 圭 子
委 員 佐 藤 昇

4、署名委員 委員長
委 員

5、出席事務局職員 学校教育部長 坂 本 修 一
生涯学習部長 守 谷 信 二
学校教育部次長 内 山 重 雄
（兼）教育総務課長
保健給食課長 高 橋 良 彰
書 記 持 田 優 子
書 記 増 田 和 博

6、提出議案及び結果

議案第100号 教育委員会職員の3月31日付け人事異動の承認を求めることについて
承 認

議案第101号 教育委員会職員の4月4日付け人事異動の承認を求めることについて
承 認

議案第102号 町田市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について
可 決

議案第103号 児童・生徒の表彰に係る臨時専決処理に関し承認を求めることについて
承 認

7、議事の概要

午後 13 時 15 分開会

委員長 ただいまより町田市教育委員会第 5 回臨時会を開会いたします。

本日の署名委員は高橋圭子委員です。

本日の臨時会について、教育総務課長よりお願いいたします。

学校教育部次長兼教育総務課長 本日の臨時会におきましては、渋谷教育長が欠席でございます。定足数には満たしておりますので、会議は成立しますことをご報告させていただきます。

委員長 定足数は足りているということですので、このまま続けさせていただきたいと思えます。

それでは日程に従って進めてまいります。日程第 1、議案審議事項に入ります。

議案第 100 号を審議いたします。学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長 議案第 100 号教育委員会職員の 3 月 31 日付け人事異動の承認を求めることについて説明申し上げます。本件は 2013 年 3 月 31 日付で発令が予定されている教育委員会職員の人事異動について承認を求めるものです。1 枚めくっていただいて、定年退職者が 13 名、次のページが勸奨退職、普通退職が 4 名、再任用の任期満了者が 13 名です。いずれも市長部局への出向を命じまして、本日市長部局のほうで退職辞令を受け取ります。説明は以上です。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございますか。——以上で質疑を終了します。

お諮りいたします。議案第 100 号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することに決しました。

次に議案第 101 号を審議いたします。学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長 議案第 101 号でございますが、教育委員会職員の 4 月 1 日付け人事異動の承認を求めることについてでございます。本件につきましては、2013 年 4 月 1 日付けで発令が予定されている教育委員会職員の人事異動について承認を求めるものです。資料別紙をご覧くださいと思いますが、教育委員会事務局職員の異動でございます。部長級で

転出が1名。転入が内部昇格も含め3名。次のページっていただいて、課長級で転出が1名。転入等で内部昇格も含め5名おります。統括係長級で昇格が3名おります。それから係長級職で転出等が7名。転入者で内部昇格も含め10名。主任主事級では転出が15名ということです。最後のページで、主任主事級の転入者が13名おります。以上でございます。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございますか。

佐藤委員 主任主事級の転入者の新しい所属ってというのはいつ決まるんですか。

学校教育部次長兼教育総務課長 4月1日付けで決定いたします。

佐藤委員 空欄になっているのは何か意味があるんですか。

学校教育部次長兼教育総務課長 内示段階のもので、4月1日の発令を待って正式にいれるという様な形で考えています。係長級職以上につきましては、指定の職として内示がございますので、それぞれ入力されています。

学校教育部長 主任主事級は転出も部付けになっています。

佐藤委員 わかりました。

委員長 ——以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第101号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、議案第102号を審議いたします。学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長 議案第102号、町田市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則についてでございます。本件につきましては、小学校及び小中一貫中学校での学校給食における食物アレルギー対応として、給食として提供しなかったアレルギー食材の給食費を、あらかじめ減額して徴収できるよう改正するものです。次のページに改正理由、改正内容、施行期日記載しております。理由としましては小学校及び小中一貫中学校の学校給食におきまして、給食費を減額できる規定を新たに加えるため改正するものです。改正の内容は、一つに食物アレルギーその他児童の健康上の理由等により、給食費を減額することができるようにする規定を加えます。その他文言の整理でございます。説明は以上です。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらどうぞ。

委員長 これをすることは大変な手間になって、かえって人件費がアップするということはないですか。

保健給食課長 今日は明日はというのではなく、牛乳のように通年で提供を中止できる物が対象になりますので、そこら辺はあまり手間にならないようにと考えています。

学校教育部長 補足しますけど、これまでは減額規定が無かったものですから、いったん徴収してから返金するような形で手続きとっていたものを改正するということです。

委員長 他にございますでしょうか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 102 号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することに決しました。

続きまして、議案第 103 号を審議いたします。学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長 議案第 103 号は児童・生徒の表彰に係る臨時専決処理に関し承認を求めることについてでございます。本件は 3 月 20 日に行われました、第 4 回中学生「東京駅伝」大会町田市選抜チームとして、優秀な成績を収めた別紙 42 名の生徒に対しまして、町田市教育委員会表彰規程、町田市教育委員会児童・生徒表彰事務要領に基づきまして表彰するものです。なお、本件については、年度内に表彰状を贈呈するため、2013 年 3 月 25 日付けにて臨時専決処理しましたので、教育委員会において承認を求めるものでございます。説明は以上です。

委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございますか。

佐藤委員 選手の中に玉川学園中等部、桜美林学園中学の選手が入っていて、活躍をしていただいたことで表彰を受けることになんら異議はありませんが、町田市教育委員会表彰規程とか表彰事務要領の中に、公立学校の生徒以外も表彰を受けられるような形になっているのでしょうか。

学校教育部次長兼教育総務課長 規程のうえでは公立小学校、中学校の児童生徒が対象になっていますが、今回は町田市の代表ということで、中体連の選抜ということで派遣いたしましたので、こういった取り扱いをさせていただくということでございます。

佐藤委員 本来は表彰の対象になっていないんですか。どうやって表彰の対象にするこ

とができたんですか。

学校教育部次長兼教育総務課長 本来的には私立は照会の段階でも調査をしておりませんので、対象外となってきますけども、今回の場合は町田市代表のチームの構成員として選抜されたものですから、表彰をさせていただくというものでございます。

佐藤委員 表彰規程が手元に無いので定かではありませんが、例外的な項目が条文の中に入っているような記憶があるんですけどね、もし無いとすれば、やはり堂々と教育委員会が表彰してなんら問題が無い規程にしておいたほうがいいのかと思うんです。今回の表彰に異議を申しているわけじゃないですけど、誰からも異論の無い表彰ができればいいなって思いました。

学校教育部長 調べまして、もし無かったらそういう方向で改正したいと思います。

委員長 同じ町田のなかで私立だから表彰受けられないっていうのはおかしな話なので、そこら辺はきちとしたほうがいいですね。

佐藤委員 例えば個人で、和光中の誰々が活躍して市長表敬訪問をされているって事例って結構あると思うんですね。そういうのが表彰の対象になるのかどうかね。市長は訪問しているけど教育委員会は知りませんでしたって事例が過去にあった気がするんですよ。それはいかなものかというね。

委員長 日大三中が全国に出ても表彰しないですからね。

佐藤委員 だからそうすると今回は特別な、例えば集団の中において町田市の公立中学校の生徒と一緒に貢献したという意味合いの場合は表彰できますよという決め方をおかないと。今度は、玉川学園の生徒が何でああなたは表彰されて僕は表彰されないとかってことにもなるでしょうし。町田市に住んでいながらね。だからそこは規程上整理していただく。そこは表彰規程を考えてもらえればいいことであって、ただ、表彰規程と違うことをするとやはり問題を指摘する方もいるから、規程と現実が一致していたほうがいいだろうということです。

学校教育部長 検討させていただきます。

委員長 質疑を終了してよろしいでしょうか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 103 号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することにいたしました。

休憩いたします。

午後 13 時 29 分休憩

午後 13 時 35 分再開

委員長 再開いたします。日程第 2、委員長選挙を行います。委員長選挙については、平成 24 年 11 月 2 日開催の第 3 回臨時会にてすでに実施済みですが、このたび任期満了により、4 月 1 日付けにて委員長職務代理者の指定を行う必要があります。この際年度の切り替えをもって、委員長選挙も同時に実施したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって委員長選挙及び委員長職務代理者の指定を、この際同時に実施することに決しました。

また委員長選挙の方法は、会議規則第 6 条第 1 項の規定により指名推薦の方法によりたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって選挙の方法については、指名推薦によることに決しました。休憩いたします。

13 時 36 分休憩

13 時 37 分再開

委員長 再開いたします。

お諮りいたします。井関委員において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって井関委員において指名することに決しました。

井関委員 佐藤委員を指名したいと思っております。

委員長 お諮りいたします。ただいま井関委員において指名いたしました佐藤委員を委員長の当選人と決めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました佐藤委員が委員長に当選いたしました。休憩いたします。

13時37分休憩

13時37分再開

委員長 再開いたします。

続きまして、委員長職務代理者の指定を行います。

指定の方法は、指名推選の方法によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって、指定の方法については、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。次期委員長の佐藤委員において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって次期委員長の佐藤委員において指名することに決しました。次期委員長の佐藤委員に職務代理者の指名をお願いいたします。

佐藤委員 現委員長の岡田委員に職務代理者をお願いしたいと思えます。

委員長 お諮りいたします。ただいま次期委員長の佐藤委員において指名されました岡田委員を委員長職務代理者に指定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よってただいま指定いたしました岡田委員を委員長職務代理者に指定したいと思えます。

日程第3、その他に入ります。何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

以上で町田市教育委員会第5回臨時会を閉会いたします。

午後13時39分閉会